

滋賀県高齢者居住安定確保計画の次期計画の概要について

1. 現計画の見直しについて

(1) 『滋賀県住生活基本計画』に係る部分

- ・現計画の内容を次期計画においても継続することとした。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が年々増加しており、適切な運営が確保されるよう指導監督に関する記載を追加することとした。

(2) 『レイカディア滋賀プラン』に係る部分

- ・『次期レイカディア滋賀プラン（レイカディア滋賀高齢者福祉プラン）』の内容と整合を図るために一部見直しを行った。
- ・「現状と課題」について現計画からの変更がなかったことから、「施策目標」については現計画の内容を次期計画においても継続することとした。

2. 現計画からの主な変更箇所について

(1) 基礎データの更新

- ・最新のデータに更新
- ・図表の修正、差し替え

(2) 施策の変更

- ①施策目標 1（住み慣れた住まいや地域で住み続けられる居住環境の整備）について
 - ・ユニバーサルデザインの住まい・まちづくりの項目に、「歩いて暮らせるまちづくり」に関する取り組みを追加
- ②施策目標 2（状況に応じた適切なサービスや住まいの確保）について
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の項目に、「適切な運営」に関する取り組みを追加
- ③施策目標 3（地域で支えるサポート体制の整備）について
 - ・「生活支援サービス等の充実」に関する項目を追加し、これに関連する「見守り支援等」に関する項目を削除
 - ・地域における高齢者の生活支援ニーズに応えるため、「相互の支え合いの促進」に関する項目を追加し、これに関連する「地域における自主的な活動の促進」、「地域コミュニティ活動への参画」に関する項目を削除
 - ・介護保険制度の改正に伴い、「新しい総合事業への円滑な移行」に関する項目を追加し、これに関連する「小地域福祉活動の促進」、「地域共生の推進」に関する項目を削除

3. 策定スケジュール

平成 26 年 5 月 14 日 常任委員会報告（次期計画策定方針）
8 月 7 日 常任委員会報告（計画策定スケジュール）
11 月 6 日 市町等への意見照会（計画素案）

12 月 19 日 常任委員会報告（計画原案）
12 月 22 日 市町等への意見照会（計画原案）
12 月 22 日 意見募集（1か月間）
平成 27 年 2 月 下旬 市町との協議（計画案）
3 月 上旬 常任委員会報告（計画案）
3 月 下旬 計画策定・公表

滋賀県高齢者居住安定確保計画(案)の概要

計画期間 平成27年度～29年度(3年間)

第1章 計画の目的と位置付け

目的

高齢者が安心して暮らし続けられるための生活環境を確保できる社会実現のため、住宅施策と福祉施策の連携によるきめ細やかな取組を総合的に推進する。

位置付け

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）
第4条に基づく計画
- ・当面取り組むべき施策の実施計画

滋賀県住生活基本計画

滋賀県高齢者
居住安定確保計画

レイカディア
滋賀高齢者
福祉プラン

第2章 高齢者を取り巻く状況

- ・高齢者人口は2割を超える増加傾向
- ・延び続ける平均寿命
- ・高齢者の単身世帯・夫婦世帯の増加が顕著
- ・要支援・要介護者の増加
- ・県内高齢者の高い持ち家率
- ・高齢者がいる世帯の低いバリアフリー化率

第3章 現状と課題

住宅のバリアフリー化

- ・平成20年滋賀県住生活総合調査において、「高齢者の配慮（段差がないなど）」への不満率が高い
- ・バリアフリー化住宅の建設や既存住宅の改修等によるバリアフリー化の促進が必要

高齢者の多様なニーズに対応できる住まいの確保

- ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は全国平均より低い状況
- ・高齢者の多様なニーズに対応した住まいの確保が必要

在宅生活を支えるサービスの確保

- ・医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加
- ・医療と福祉が一体となって生活を支えることが必要

高齢者を地域で支える仕組み

- ・高齢者人口の増加に伴い、介護が必要となる高齢者の増加
- ・地域全体で支え合う仕組みづくりが必要

第4章 高齢者の居住の安定確保のための目標

基本目標：高齢者が住み心地よい安全・安心な住まいとまちづくり

施策目標1：住み慣れた住まいや地域で住み
続けられる居住環境の整備

施策目標2：状況に応じた適切なサービス
や住まいの確保

施策目標3：地域で支えるサポート体制の整備

第5章 施策展開の方向

- ◎ 住宅のバリアフリー化の促進
- 長期優良住宅の普及促進
- リバースモーゲージの活用
- ◎ ユニバーサルデザインや「歩いて暮らせるまちづくり」の推進

<住生活基本計画における目標>

- ・一定のバリアフリー化率
41.6% (H20) → 80% (H32)
- ・高度のバリアフリー化率
9.7% (H20) → 25% (H32)

☆ 地域包括ケアの推進

- ☆ 保健・医療・福祉サービスの一体提供
- ☆ 高齢者に配慮した居住環境の整備
- 公営住宅における高齢者への配慮
- ◎ シルバーハウジングの整備
- ◎ サービス付き高齢者向け住宅事業の推進
- 滋賀あんしん賃貸支援事業の推進
- やすらぎ淡海の家（高齢者向け優良賃貸住宅）の家賃負担の軽減
- △ 居住支援体制の充実
- △ 家賃保証制度や残存家財保険制度等の普及啓発

<住生活基本計画における目標>

- ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
0.7% (H17) → 3～5% (H32)

- ☆ 地域コミュニティづくり
- 生活支援サービス等の充実
- ☆ 相互の支え合いの促進
- ☆ 新しい総合事業への円滑な移行
- ☆ 世代間交流の促進

- 【凡例】
- 住生活基本計画
 - ☆ レイカディア滋賀高齢者
福祉プラン
 - ◎ 両方
 - △ 独自

滋賀県高齢者居住安定確保計画

計画原案

平成26年12月

滋賀県

目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
第2章 高齢者を取り巻く状況	3
1. 高齢化の進展とその特徴	3
2. 高齢者の住宅および居住に関する施設	7
第3章 現状と課題	10
第4章 高齢者の居住の安定確保のための目標	11
1. 計画の基本目標	11
2. 施策目標	11
第5章 施策展開の方向	12

第1章 計画の目的と位置付け

1. 計画の目的

滋賀県は、全国的にみると数少ない人口増加県の一つですが、平成27年(2015年)をピークに減少に転じると予測されています。

一方、65歳以上(高齢者)人口は、現状では全国的にみて比較的低い比率となっていますが、近年は急速にその比率が高まっており、平成27年(2015年)に団塊の世代が高齢者となることから、今後、その傾向はさらに加速するものと見込まれます。これとともに、介護を要する高齢者人口も近年増加しており、今後、さらに増加するものと見込まれています。

また、世帯については、高齢者だけの単身世帯や夫婦世帯が増加しており、今後、高齢者人口の増加とともにこれらの世帯も増加するものと見込まれます。

こうした状況を踏まえると、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにしていくためには、今後、高齢者が生活しやすい住宅や高齢者の生活を支援するための介護サービス等の充実によって、その居住の安定確保をさらに進めていく必要があります。

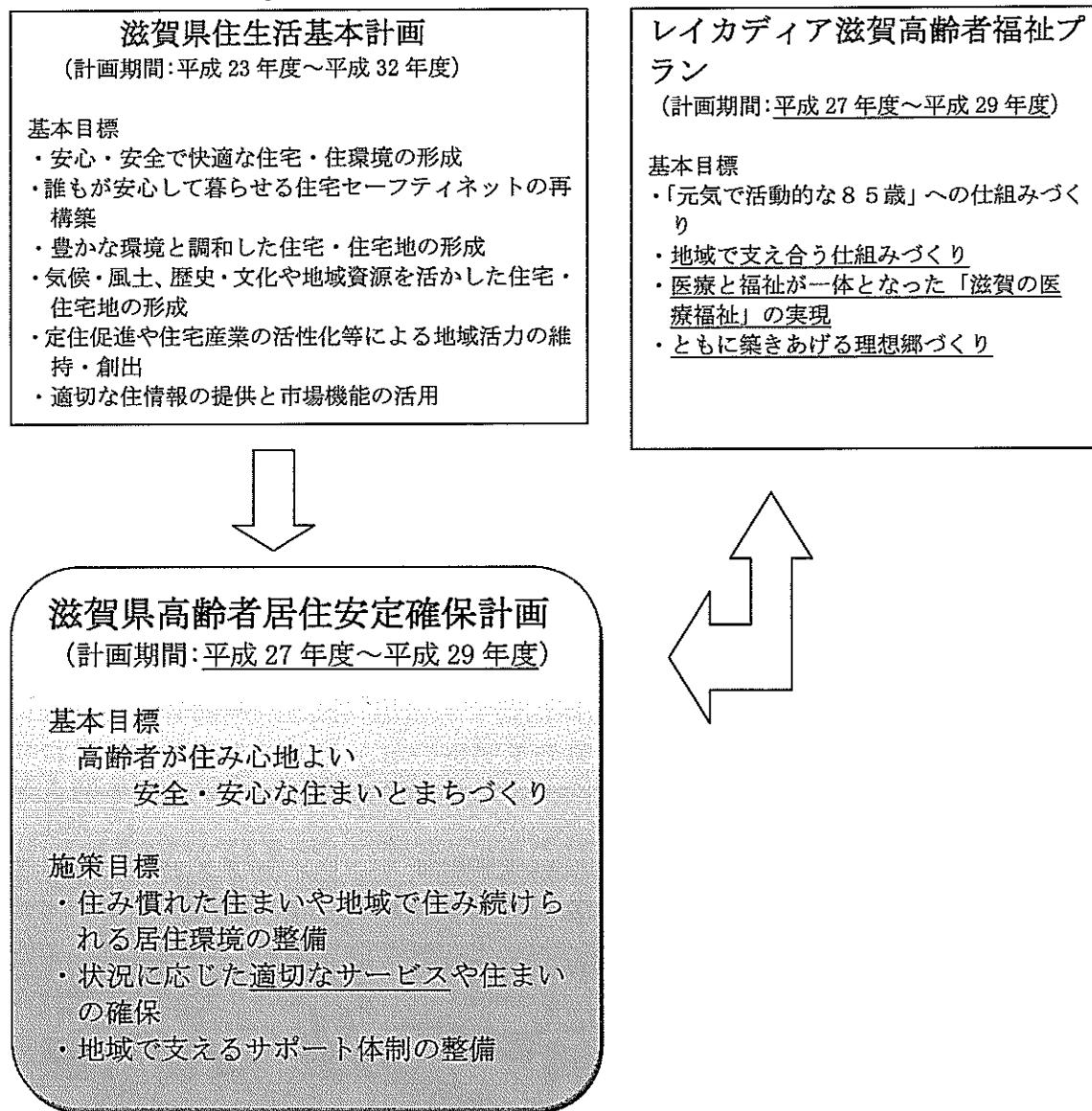
この計画は、高齢者が安心して暮らし続けられるための生活環境を確保できる社会を実現するため、住宅施策と福祉施策の連携により、これまで以上にきめ細やかな取組を総合的に推進することを目的とします。

2. 計画の位置付け

この計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）第4条の規定に基づき都道府県知事が定めることができるとされており、同法およびこれに基づく基本方針等に沿って、高齢者の居住の安定確保を図るために取り組むべき施策等を定めたものです。

また、この計画は、滋賀県住生活基本計画を踏まえ、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン（滋賀県高齢者福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画）と整合を図りつつ、高齢者の住まいに関する施策分野において、当面取り組んでいく施策の実施計画となるものです。

滋賀県基本構想



3. 計画期間

本計画は、レイカディア滋賀高齢者福祉プランの計画期間と同じ平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とします。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 高齢化の進展とその特徴

(1) 高齢者の人口

ア. 高齢者の人口の現状

滋賀県の人口は平成 22 年(2010 年)時点で 141 万人であり、平成 17 年(2005 年)と比較して約 1.02 倍の増加となっていますが、近年では伸び率が下降してきています。このうち、高齢者人口は 28 万 9 千人 (20.5%) であり、平成 17 年(2005 年)と比較して 1.16 倍の増加となっています。

平均寿命は男女とも一貫して伸びており、高齢期が長期化しています。

また、介護を必要としない自立期間（健康寿命）では、特に、女性については、平均寿命の伸びより小さいことから、介護を必要とする期間の長期化が懸念されます。

イ. 高齢者人口の将来見込み

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、滋賀県内の高齢者人口は、平成 22 年(2010 年)から平成 32 年(2020 年)の 10 年間をみると、約 29 万人から約 37 万人に増加すると見込まれています。また、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年(2025 年)には、平成 22 年(2010 年)と比較して約 1.3 倍に増加する見通しです。

■高齢者人口の推移（単位：千人）

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
総人口	1,287	1,343	1,380	1,410	1,420	1,414	1,398	1,375	1,345
65歳以上人口 (総人口に占める割合)	181 (14.1%)	216 (16.1%)	249 (18.0%)	288 (20.5%)	344 (24.2%)	372 (26.3%)	385 (27.5%)	395 (28.7%)	406 (30.2%)
75歳以上人口 (総人口に占める割合)	72 (5.6%)	90 (6.7%)	117 (8.5%)	140 (9.9%)	162 (11.4%)	187 (13.2%)	224 (16.0%)	240 (17.5%)	241 (17.9%)

※平成22年以前は国勢調査

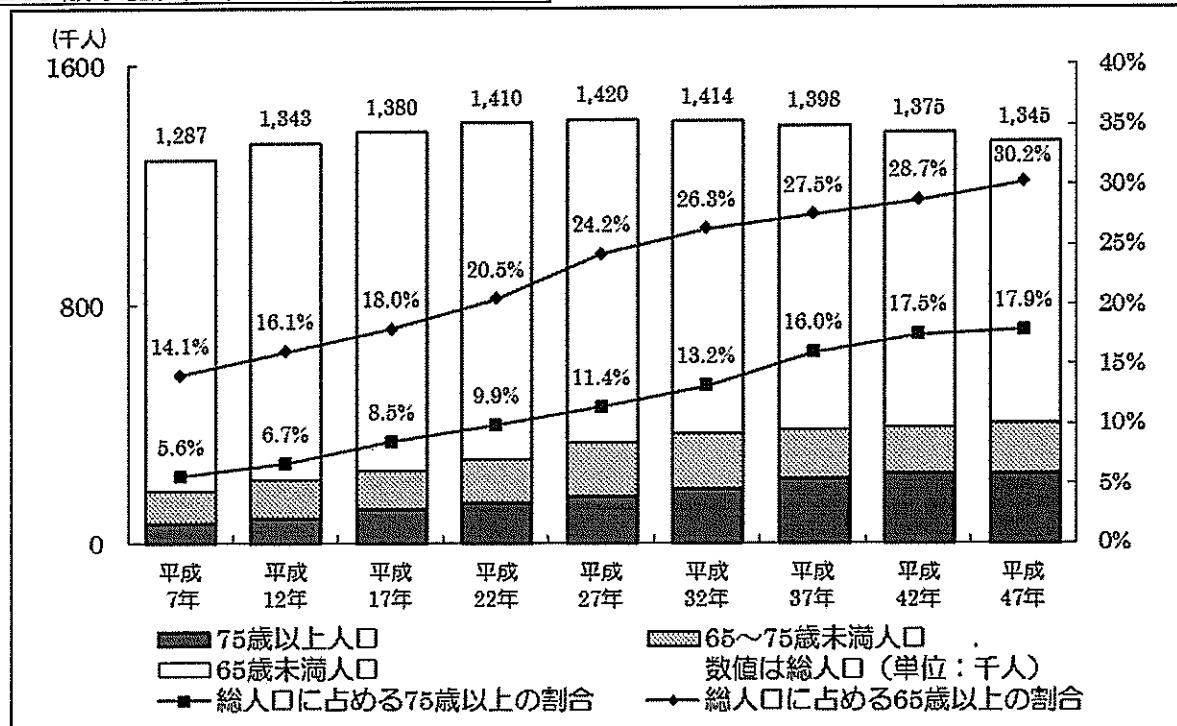
※平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所 都道府県の将来推計人口（平成25年3月推計）

■平均寿命と平均自立期間の推移（単位：年）

		平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	伸び (H22-H17)
男	平均寿命	76.36	77.13	78.19	79.60	80.58	+0.98
	平均自立期間	—	—	—	78.16	78.86	+0.70
女	平均寿命	81.88	83.20	84.92	86.17	86.69	+0.52
	平均自立期間	—	—	—	83.15	83.17	+0.02

※厚生労働省「都道府県別生命表」および県衛生科学センターにて算出

■65歳以上人口、75歳以上人口の推計



(2) 高齢者世帯

滋賀県の高齢者単身世帯(※1)と高齢夫婦世帯(※2)を合わせると平成22年(2010年)時点で約8万4千世帯ですが、平成27年(2015年)には10万5千世帯、平成32年(2020年)には、11万6千世帯となり、一般世帯の約21%を占めるようになると推計されています。

このうち高齢者単身世帯は、3万4千世帯から5万2千世帯に、高齢夫婦世帯は5千世帯から6万4千世帯に増え続けると見込まれています。

■高齢者世帯の推移(単位：世帯)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
一般世帯数	394	439	478	517	534	542	545	542	535
高齢者単身世帯	15 (3.8%)	20 (4.6%)	26 (5.4%)	34 (6.6%)	45 (8.4%)	52 (9.6%)	56 (10.3%)	61 (11.3%)	65 (12.1%)
高齢夫婦世帯	21 (5.3%)	29 (6.6%)	39 (8.2%)	50 (9.7%)	60 (11.2%)	64 (11.8%)	65 (11.9%)	65 (12.0%)	65 (12.1%)
高齢者単身世帯 + 高齢夫婦世帯	36 (9.1%)	49 (11.2%)	65 (13.6%)	84 (16.2%)	105 (19.7%)	116 (21.4%)	121 (22.2%)	126 (23.2%)	130 (24.3%)

※平成22年以前は国勢調査

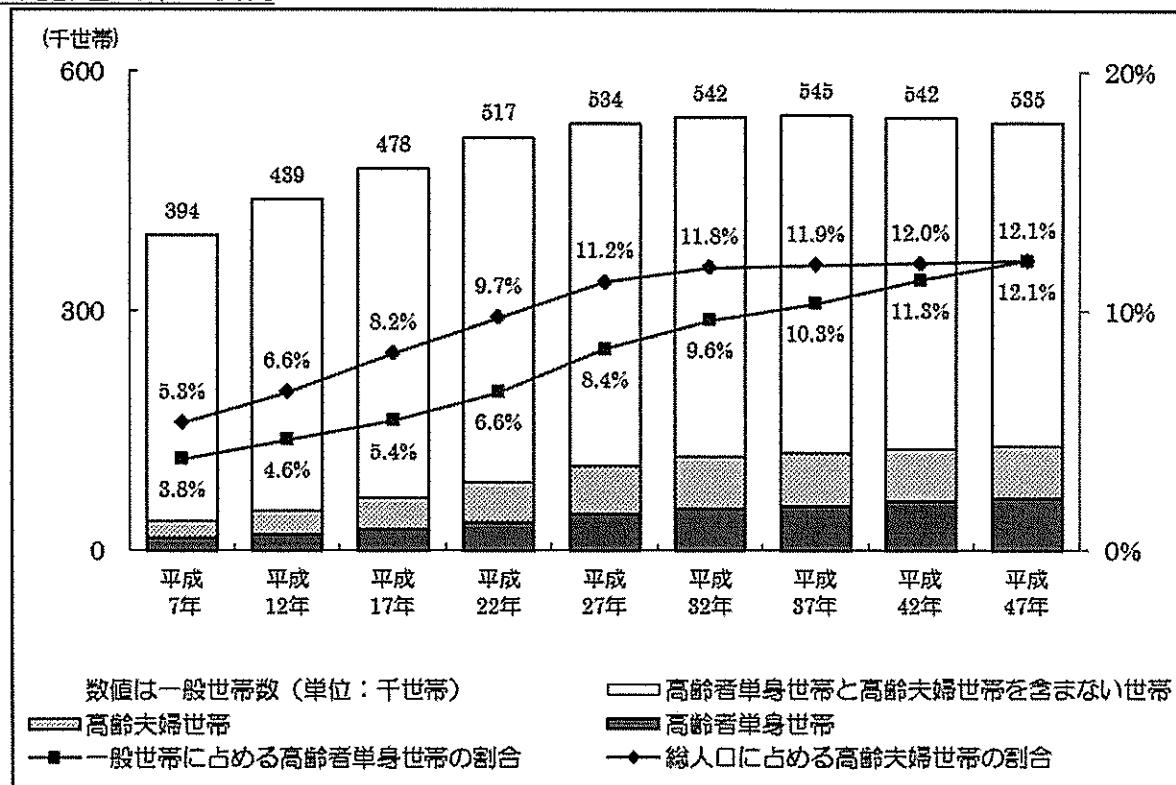
※平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所 2014年4月推計の「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」

※1高齢者単身世帯：65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

※2高齢夫婦世帯：平成22年以前は夫65歳、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

平成27年以降は世帯主の年齢が65歳以上の夫婦1組のみの世帯をいう。

■高齢者世帯の状況



(3) 要介護等認定者

滋賀県の要介護等認定者数のうち第1号被保険者は、平成12年度(2000年度)の制度創設時は22,205人であったものが、年々増加して平成24年度(2012年度)末には51,648人となっています。

要介護等認定者のうち、第1号被保険者の65歳以上人口に占める割合は、平成12年度(2000年度)末が10.1%であったものが、平成24年度(2012年度)末には16.7%と年々高くなっています。

今後、団塊の世代が高齢者になることに伴い、要介護(要支援)者の一層の増加が見込まれます。

これに伴い、状況に応じた適切な介護サービスや住まいが必要になるものと考えられます。

■要介護(要支援)認定者数と認定率の推移(単位：人)

滋賀県	平成12年 (2000年)	平成15年 (2003年)	平成18年 (2006年)	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)
総数	23,080	34,731	40,502	45,432	53,078
第1号被保険者	22,205	33,556	39,181	44,104	51,648
認定率(第1号)	10.1%	14.0%	15.0%	15.4%	16.7%
第2号被保険者	875	1,175	1,321	1,328	1,430

注：介護保険事業状況報告 認定者数は各年度末現在

(4) 認知症高齢者

認知症有病者数は、全国の認知症有病率推定値 15%をもとに算出すると、県内の 65 歳以上の高齢者約 294,700 人（平成 22 年 10 月現在：高齢化率約 21%）のうち、約 43,700 人と推計されます。

本県の総人口は、2015 年の人口に比して 2025 年には約 2 万人の減少が見込まれる一方、65 歳以上の高齢者は約 385,000 人と 10 年間で約 41,000 人の増加が見込まれており、認知症高齢者も約 22,000 人増加すると推計されます。

2. 高齢者の住宅および居住に関する施設

(1) 高齢者の住宅の状況

平成 22 年(2010 年)の国勢調査では、高齢者世帯 189,611 世帯のうち 172,821 世帯が持ち家であり、高齢者世帯の持ち家率は、91.1%と一般世帯と比べて高い率になっています。

また、高齢者世帯の持ち家率を世帯構成別にみると、高齢者の単身世帯の持ち家率は 74.8%、高齢夫婦世帯の持ち家率は 93.6%となっており、いずれも全国平均を大きく上回っています。

■高齢者のいる世帯の住居の状況（平成 22 年）

	一般世帯数		高齢者世帯数		高齢者単身世帯		高齢者夫婦世帯	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
住宅に住む一般世帯数	502,921	51,054,879	189,611	19,289,365	33,660	4,766,702	49,359	5,236,338
持ち家	362,724	31,594,379	172,821	15,917,247	25,169	3,050,373	46,206	4,573,406
	72.1%	61.9%	91.1%	82.5%	74.8%	64.0%	93.6%	87.3%
公営公団公社の借家	14,922	3,069,946	5,729	1,252,326	2,662	558,872	1,234	321,525
	3.0%	6.0%	3.0%	6.5%	7.9%	11.7%	2.5%	6.1%
民間借家	105,452	14,371,457	9,774	1,938,674	5,218	1,064,236	1,682	303,979
	21.0%	28.1%	5.2%	10.1%	15.5%	22.3%	3.4%	5.8%
給与住宅	16,096	1,441,766	522	55,039	130	17,119	112	12,715
	3.2%	2.8%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%
間借り	3,727	577,331	765	126,079	481	76,102	125	24,713
	0.7%	1.1%	0.4%	0.7%	1.4%	1.6%	0.3%	0.5%

※国勢調査

(2) 住宅のバリアフリー化の状況

平成 20 年時点におけるバリアフリー化の状況は、一定のバリアフリー化（※1）がなされているのは 33.2%、高度のバリアフリー化（※2）がなされているのは、8.9%となっています。高齢者のいる世帯に限っては、一定のバリアフリー化がなされているのは 41.6%、高度のバリアフリー化がなされているのは、9.7%となっており、全国平均を若干上回っています。

※1 一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消がなされたもの

※2 高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車いすで通行可能な廊下幅の確保がなされたもの

■高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率（平成 20 年）

	滋賀県	全国
一定のバリアフリー化率	41.6%	37%
高度のバリアフリー化率	9.7%	9.5%

国土交通省調べ（住宅・土地統計調査結果を基に算出）

(3) サービス付き高齢者向け住宅（※1）の状況

多様な高齢者向け住まいが整備されていく中で、高齢者住まい法に基づく「サービス付き高齢者向け住宅事業」の登録制度が平成23年10月から始まり、

登録数は年々急増しています。

■ サービス付き高齢者向け住宅の登録数 (単位: 戸)

	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月
登録数	140	910	1,369

滋賀県住宅課調べ

注)

※1 サービス付き高齢者向け住宅

60 歳以上の単身・夫婦世帯の方等を入居対象にし、高齢者に適したバリアフリー構造による住宅であるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスのほか、希望に応じて介護・医療・生活支援サービスなどが受けられる高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム

(4) 高齢者の居住に関する施設等

高齢者の居住に関する施設等としては、特別養護老人ホーム(※1)、認知症高齢者グループホーム(※2)、養護老人ホーム(※3)、軽費老人ホーム(※4)、有料老人ホーム(※5)があります。

これらの老人福祉施設等の定員は以下のとおりです。

■老人福祉施設等設置状況(定員)

(単位：人)

	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
特別養護老人ホーム	5,167	5,370	5,505
認知症高齢者グループホーム	1,468	1,576	1,666
養護老人ホーム	485	485	515
軽費老人ホーム	576	576	576
有料老人ホーム	1,200	1,226	1,270

滋賀県医療福祉推進課調べ

注)

- ※1 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型含む））
要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をを行う施設。
- ※2 認知症高齢者グループホーム
認知症の方が対象となる施設で、5～9人を1ユニットとして、家庭的な環境と地域住民との交流の下で介護サービスを受けながら、利用者がその有する能力を生かし、お互いに助け合いながら暮らす施設。
- ※3 養護老人ホーム
65歳以上で、環境上および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護することを目的とする老人福祉施設。市町の措置により入所を行う。
- ※4 軽費老人ホーム
60歳以上で身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者が無料または低額な料金で利用する施設。介護が必要となった場合には、訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣等の介護保険サービスを利用できる。
- ※5 有料老人ホーム
高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事または健康管理を行うことを目的とした施設で、老人福祉施設等でないもの。
表の定員数は、届け出数を計上。

第3章 現状と課題

1. 住宅のバリアフリー化

平成20年(2008年)の時点における県内の高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化率は、41.6%、高度のバリアフリー化率は、9.7%と全国平均を若干上回るものまだまだ不十分です。

また、平成20年滋賀県住生活総合調査においては、住宅の各要素に対する不満率の中で「高齢者の配慮(段差がないなど)」が一番高くなっています。

身体機能の低下により住宅内での事故も多くなる恐れがあることから、高齢者が在宅で自立した生活が継続でき、また、介護者がより容易に在宅での介護を行うことができるよう、バリアフリー住宅の建設や既存住宅の改修等によるバリアフリー化の促進が必要です。

2. 高齢者の多様なニーズに対応できる住まいの確保

本県における高齢者世帯の持ち家率は9割以上と全国に比べて高い割合になっている一方で、平成17年(2005年)の高齢者人口に対する高齢者向け住宅(※)の割合は、0.7%と全国平均(0.9%)に比べて低い状況にあります。

また、所得が低い高齢者世帯の増加や高齢であるために賃貸住宅への入居を拒まれるケースの発生など高齢者が適切な居住を確保することが困難な状況もみられます。高齢者の心身の状況や世帯構成、所得水準などによる多様なニーズに対応した住まいの確保が必要です。

※高齢者向け住宅

平成17年度(2005年度)時点では、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅の4種類。なお、平成26年度(2014年度)時点では、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の5種類。

3. 在宅生活を支えるサービスの確保

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療を一層充実させるとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制整備など、医療と福祉が一体となって県民の生活を支えることが必要です。

4. 高齢者を地域で支える仕組み

今後、高齢者人口の増加に伴い、介護が必要となる高齢者も増加することが予測されます。

また、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯や認知症高齢者が急増することも予測されることから、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを進めることができます。

第4章 高齢者の居住の安定確保のための目標

1. 計画の基本目標

本県の住宅行政の最上位計画である滋賀県住生活基本計画では、基本理念として、『快適でうるおいのある安全・安心な住まい・まちづくり』を掲げており、6つの基本目標に沿って、住宅施策に取り組んでいます。

高齢者にとっても住み心地のよい滋賀となるように、高齢者が、健康に不安を抱えたり、介護や支援が必要になったときにも住み慣れた住まいや地域に住み続けられる、安全で、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、本計画の基本目標を「高齢者が住み心地よい安全・安心な住まいとまちづくり」とします。

基本目標

高齢者が住み心地よい安全・安心な住まいとまちづくり

2. 施策目標

基本目標である「高齢者が住み心地よい安全・安心な住まいとまちづくり」を実現するため、次の3つの施策目標を掲げて総合的な取組を進めていきます。

(1) 住み慣れた住まいや地域で住み続けられる居住環境の整備

加齢に伴う身体的機能の低下等により健康面で不安があるときにも、住み慣れた住まいや地域などで高齢者が安心して暮らせる居住環境の整備を目指します。

(2) 状況に応じた適切なサービスや住まいの確保

心身の状況に応じて高齢者が必要なサービスが受けられるように、また、高齢者がニーズに応じて住居を選択し、入居することができるよう、適切なサービスや住まいの確保を目指します。

(3) 地域で支えるサポート体制の整備

高齢者の生活支援や地域での見守りなどを進めるため、行政、社会福祉法人やN P O 法人といった支援団体、地域住民がお互いに連携しあって、地域全体で高齢者を支えあう体制の整備を目指します。

第5章 施策展開の方向

高齢者の居住安定確保に向け、住宅施策と福祉施策の連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進するため、施策目標ごとに次の施策を展開していきます。

施策目標1：住み慣れた住まいや地域で住み続けられる居住環境の整備

住み慣れた住まいや地域で住み続けられるためには、高齢者のライフスタイルに対応した高齢者向け住宅や同居・近居住宅など多様な住まいの供給を図る必要があります。

また、加齢とともに身体的衰えが進行し、身体機能や感覚機能の衰えが要因となって高齢者の住宅内での事故が多くなる傾向にありますので、高齢者に適した居住環境の整備を図ることが必要です。

さらに、急速な高齢化の進展を背景として、高齢者の地域社会への積極的な参画が進み、行動範囲の一層の拡大が予想されることから、安全で快適な歩行空間の確保や交通手段の確保など道路・交通環境の整備を推進する必要があります。

○住宅のバリアフリー化の促進

高齢者の在宅での生活を容易にするため、福祉関係者や住宅リフォーム施工者との連携により、人と環境にやさしい住宅リフォームの普及に向けた情報発信、相談体制の充実に取り組みます。

また、高齢者住宅小規模改造助成や住宅金融支援機構融資等との一体的な活用普及により、高齢者等にやさしい住宅へのリフォームを推進します。

なお、滋賀県住生活基本計画では、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率について、以下の目標を掲げています。

■高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率の目標値

	現状（H20年）	平成32年
一定のバリアフリー化率	41.6%	80%
高度のバリアフリー化率	9.7%	25%

○長期優良住宅の普及促進

長期にわたって良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」は、ライフステージに応じた間取りの変更が可能など生涯にわたって快適に住み続けられることから、その普及を促進します。

○リバースモーゲージ（※）の活用

高齢者の円滑な住み替えの促進、自宅のバリアフリー改修費や生活資金等を確保するため、自宅を担保として金融機関等から融資を受けるリバースモーゲージの普及に取り組みます。

また、民間の金融機関に対して、住宅改良等の資金を付保対象とする住宅金融支援機構の住宅融資保険制度の活用について普及啓発していきます。

※リバースモーゲージ

土地や建物などの不動産を担保として必要な資金を借り入れ、債務者が死亡した後に、担保となっていた不動産でもって借入金を一括返済するシステム。

○ユニバーサルデザインや「歩いて暮らせるまちづくり」の推進

高齢者のみならず誰もが安全で快適な住生活を営めるようにするため、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）等の普及啓発を進め、住宅および住宅市街地のユニバーサルデザイン化を促進します。

特に、公共施設や多くの人が利用する施設については、スロープや手すりの設置、車いすで利用できるトイレ、エレベーターの設置など、だれもが安全かつ快適に利用できるよう、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく届出等による整備の誘導を図ります。

また、平成25年度から導入した滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度を普及促進します。

公共交通をすべての人が利用でき、いつでも安心して移動できる環境づくりを進めるため、鉄道・バスなど様々な方法によって、県全域にわたり何らかの交通手段が確保された状態を目指します。このため、鉄道駅の機能向上、駅におけるバリアフリー化やデマンド型公共交通の導入支援、ノンステップバスの導入促進、優しいまちづくりと一体となった公共交通のためのLRTなどの導入検討により、公共交通の利便性を高め、公共交通でつながる「歩いて暮らせるまちづくり」に向けた取り組みを進めます。

要介護者や身体障害者など、単独では公共交通機関を利用する事が困難な移動制約者の輸送サービスの充実促進に努めます。

施策目標2：状況に応じた適切なサービスや住まいの確保

今後の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身高齢者の増加への対応などが喫緊の課題となっています。

こうした中、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが日常生活の場で切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指す取組を推進します。

また、高齢という理由だけで賃貸住宅への入居の制限を受けたり、身体の状況に応じた住宅への住み替えがうまくいかない事例が見受けられます。

誰もが公平に安全で安心して快適に暮らせる住まいの確保を目的として、高齢者等に配慮した住宅の供給を進めるとともに、住宅市場を活用しつつ公的な賃貸住宅を適切に確保するなど、地域に密着した住宅セーフティネットの再構築を推進します。

なお、滋賀県住生活基本計画では、平成32年(2020年)までに高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を3～5パーセントとする目標としています。

○地域包括ケアの推進

誰もが重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

○保健・医療・福祉サービスの一体提供

高齢者を地域全体で支えていくため、各関係機関の連携のもとで、保健・医療・福祉サービスが総合的、一体的に提供される体制整備を進めます。

○高齢者に配慮した居住環境の整備

福祉用具相談プラザが中心となって、障害特性に合った福祉用具・住環境の調整が行われるよう、福祉用具等に係る専門的な相談の充実を図ります。

また、県立リハビリテーションセンターと福祉用具センターが健康福祉事務所や地域包括支援センターと協働して住環境整備に関する専門的支援を行います。

○公営住宅における高齢者への配慮

公営住宅の空き家募集時に、高齢者等の住宅困窮者の入居機会の拡大を図るとともに、高齢者等が安心して居住できるように公営住宅のバリアフリー化を進めます。

○シルバーハウジングの整備

生活援助員による安否確認や緊急時の対応等のサービスが受けられることにより入居者が安心して生活を営むことができるシルバーハウジングの普及に努めます。

○サービス付き高齢者向け住宅事業の推進

a) サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度の普及促進

バリアフリー化など加齢に伴う身体機能の低下に対応した住宅の規模や構造などが備わり、心身の状況確認や生活相談などの高齢者の暮らしを支援するためのサービスが提供される住まいを「サービス付き高齢者向け住宅事業」として登録し、こうした住まいの情報を提供することにより、高齢者の居住の安定確保を図ります。

なお、適合高齢者専用賃貸住宅の登録を受けていた住宅が、サービス付き高齢者向け住宅に円滑に移行できるよう次の登録基準を引き続き定めます。

登録基準

平成 23 年 10 月 19 日において介護保険法施行規則第 15 条第 3 号で規定する適合高齢者専用賃貸住宅の登録を受けていた住宅が、サービス付き高齢者向け住宅事業に登録する場合に限って、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 8 条で「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18 平方メートル」としている十分な面積については、高齢者が共同して利用するための居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分の面積の合計が、各居住部分の床面積と 23 平方メートルとの差の合計を上回ることとする。

b) サービス付き高齢者向け住宅の適切な運営

サービス付き高齢者向け住宅において、適切な運営が確保されるよう登録申請時における指導助言や、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく定期報告および立入検査等による指導を行います。

また、サービス付き高齢者向け住宅において、適切に介護サービスや医療サービスが提供されるよう、市町をはじめ関係機関と連携して指導にあたります。

なお、サービス付き高齢者向け住宅において、入居者のニーズに応じたサービスの提供が行われるよう登録事業者へ働きかけを行います。

○滋賀あんしん賃貸支援事業の推進

高齢者世帯はもとより、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯、被災者世帯、低所得者世帯といった、これまで賃貸住宅への入居の制限を受けやすかつた方々の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、賃貸住宅のオーナーや不動産関係団体、市町などと連携しながら、事業対象者の入居を受け入れる賃貸住宅や協力店、支援団体の登録などを

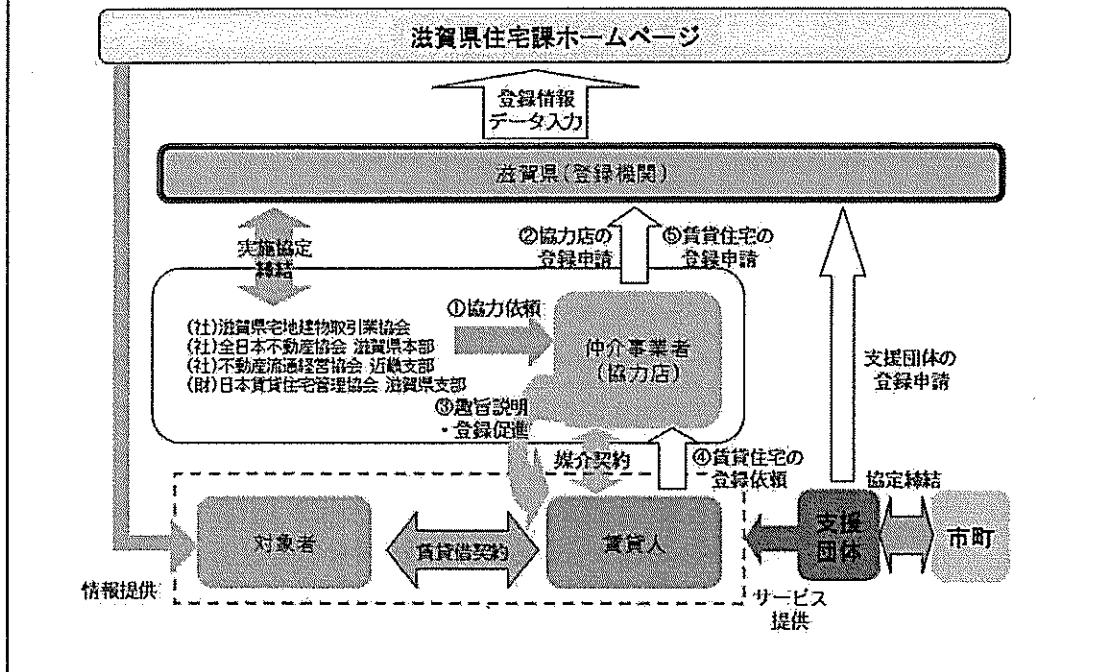
推進します。

■事業対象者

- ・高齢者世帯（単身の高齢者または高齢者がいる世帯）
- ・障害者世帯（単身の障害者または障害者がいる世帯）
- ・外国人世帯（単身の外国人または外国人がいる世帯）
- ・子育て世帯（小さい子どもがいる世帯または一人親世帯）
- ・被災者世帯（災害により従来の住宅での生活が困難になった世帯）
- ・低所得者世帯

■あんしん賃貸住宅の登録要件

- ・事業対象者を受け入れることとしている民間賃貸住宅であること。



○やすらぎ淡海の家（高齢者向け優良賃貸住宅）の家賃負担の軽減

やすらぎ淡海の家（高齢者向け優良賃貸住宅）の家賃の減額に対する補助を継続することにより一定収入以下の入居高齢者の家賃負担を軽減します。

○居住支援体制の充実

平成 25 年 3 月 8 日に県、市町、不動産関係団体および居住支援団体により設立された滋賀県居住支援協議会において高齢者等の居住に必要な支援等について協議・連携を進めています。

○家賃保証制度や残存家財保険制度等の普及啓発

賃貸人が高齢者の入居を拒む理由の一つとして、入居高齢者の健康状態等による家賃滞納の問題や入居高齢者が死亡したときにその残存家財の処理や葬儀等の問題があります。

滞納家賃の問題については、一般財団法人高齢者住宅財団等が行っている家賃債務保証制度などの普及推進を図るとともに、死亡時の残存家財の処理や葬儀等の問題については、保険制度の普及啓発を図ります。

また、高齢者等が賃貸住宅への入居の制限を受ける事例が見受けられることから、平成18年(2006年)4月に策定した「滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に基づき、人権意識の高揚と普及啓発を図ります。

施策目標 3：地域で支えるサポート体制の整備

高齢者をはじめ、誰もが生きいきと暮らすことのできる社会を実現するためには、県民一人ひとりの相互に支え合う意識を醸成し、県民一人ひとりが福祉や高齢化問題について関心を持ち、理解を深め、超高齢社会をみんなで支えていくという県民の意識形成が重要です。

高齢化の進展や核家族化の進行などにより、これまで一定の役割を担ってきた家族の介護機能や地域の相互扶助機能が低下しつつあり、また、今後は高齢者の介護などの福祉ニーズが一層増加し、多様化していくことが見込まれます。

そのような中では、ひとり暮らしの高齢者などに対する地域での見守りや生活支援、身近な地域での居場所づくり、地域の実情に応じた住民自身による主体的な支えあい活動など、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを進めるため、多様な主体による活動の展開が期待されます。

○地域コミュニティづくり

高齢者など、社会とのつながりや日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、自治体、住民組織、NPO法人、福祉サービス事業者等の協働を支援するとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、日常的な支え合いの活動を促進します。

また、制度の谷間にあり社会的支援を必要とする地域住民に対して、様々な分野の民間福祉関係者が行う、働く場づくりや居場所づくり等の取組を促進します。

○生活支援サービス等の充実

配食や買物支援、見守りなど高齢者の生活支援について、市町がボランティアやNPO法人、民間企業、社会福祉法人等の地域資源を効果的に活用できるよう支援します。

○相互の支え合いの促進

地域における高齢者の生活支援ニーズに応えるため、高齢者が積極的に生活支援等の担い手となって、支援が必要な高齢者を支えることや、地域に多様な通いの場所をつくることにより、日常的な居場所づくりや社会参加を促進します。

○新しい総合事業への円滑な移行

要支援者に対する訪問介護および通所介護について、市町の実情を踏まえ、多様な主体による効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、新しい総合事業への円滑な移行に向けて支援します。

○世代間交流の促進

高齢者と子どもの世代間交流が保育所や児童館等で行われるよう働きかけ、
高齢者の社会貢献と地域における子育て支援を促進します。